

令和6(2024)年度障害福祉サービス事業者等指導監査実施方針

1 目的

障害福祉サービス事業者等の適正な運営の確保と業務実施水準の向上を図ることにより利用者の福祉の向上に資することを目的として実施する。

2 対象

- (1) 障害福祉サービス事業者
- (2) 障害児通所支援事業者

3 実施方式

指定等の有効期間（6年）内に少なくとも1回以上実施することを基本とし、事業所の運営状況を踏まえながら、効果的な指導を行うため、実施頻度にメリハリをつけて事業所を選定し、実地で行う。

なお、マスクの着用など基本的な感染対策を徹底し、感染症拡大予防に配慮した上で、確認項目の重点化による所要時間の短縮を図り、効率的かつ効果的な指導を実施する。

(1) 実施周期等

- ア 指定有効期間内（6年間）に1回以上を基本とする
- イ 令和5年度に新たに指定を受けた法人
- ウ ア及びイにかかわらず、苦情や内部告発が寄せられた事業所（ともに監査は要しないと判断される場合に限る。）に対しては、適宜運営指導を行う。
また、指導の結果、継続して指導を行う必要があると認められる事業所に対しては、継続して指導を行う。

(2) 監査への移行

運営指導により、以下に該当する状況を確認した場合は、「栃木県指定障害福祉サービス事業者等指導監査実施要綱」に定める監査を実施する。

- ア サービスの内容に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- イ 介護給付費等の請求に不正又は著しい不当があったことを疑うに足りる理由があるとき
- ウ 基準条例が定める基準等に照らして重大な違反があったことを疑うに足りる理由があるとき
- エ 度重なる運営指導によってもサービスの内容又は介護給付費等の請求に改善が見られないとき
- オ 正当な理由がなく運営指導を拒否したとき

4 指導監査の重点事項

昨年度までの指導監査結果等を踏まえ、次のとおり特に確認すべき事項を定める。

(1) 適切な入所者処遇の確保

- ア 虐待防止及び身体的拘束等の適正化に関する取組
- イ 個別支援計画等の策定状況
- ウ 事故防止、発生時の適切な対応、再発防止のための取組
- エ 苦情処理体制の構築及び利用者へ周知

(2) 防災及び防犯対策の確立

- ア 非常災害対策計画の策定状況、計画の職員への周知状況、計画の実効性の確保、訓練の実施状況
- イ 水防法及び土砂災害防止法に基づく要配慮者利用施設に該当する場合は、避難確保計画の作成、訓練の実施、市町長への報告（避難確保計画・訓練結果）
- ウ 日中及び夜間における施設の管理・防犯体制、緊急時の対応体制の構築

(3) 感染症対策

- ア 感染症対策の管理体制の構築、感染予防対策の徹底
 - イ 感染対策委員会の開催・従業員への周知徹底、対策指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施
- (4) 利用者預り金の適正管理
預り金の管理状況、収支時における内部牽制体制、通帳等の保管体制
- (5) 業務継続計画
- ア 業務継続計画の作成（感染症及び非常災害に係るもの）
 - イ 研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施
- (6) 情報公表
障害福祉サービス等情報公表システムによる障害福祉サービス等情報の報告